

特定福祉用具販売に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者（法人）の名称	株式会社エヌ介護サービス
主たる事務所の所在地	〒950-0951 新潟県新潟市中央区鳥屋野 4 6 2 番地 2
代表者（職名・氏名）	代表取締役社長 西本 大祐
設立年月日	平成 8 年 3 月 1 4 日
電話番号	0 2 5 - 2 8 3 - 3 1 2 6

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

(1) 事業所の所在地等

ご利用事業所の名称	株式会社エヌ介護サービス新潟センター	
サービスの種類	特定福祉用具販売	
事業所の所在地	〒950-0951 新潟県新潟市中央区鳥屋野 4 6 2 番地 2	
電話番号	0 2 5 - 2 8 3 - 3 1 2 6	
指定年月日・事業所番号	令和 7 年 1 2 月 1 日 指定	1 5 7 0 1 1 6 6 6 3
通常の事業の実施地域	新潟市中央区、西区、江南区、東区、北区	

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。</p>
運営の方針	<p>要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業を実施するものとする。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス</p>

	<p>提供者等(以下「関係機関」という。)との綿密な連携を図り、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具(以下「特定福祉用具等」という。)選定の援助、調整等を行ったうえで、特定福祉用具等を販売し、利用者の日常生活の便宜を図るとともに利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。</p>
--	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	<p>月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月31日から1月3日)及を除きます。</p>
営業時間	<p>午前8時40分から午後5時40まで</p>

(4) 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
福祉用具専門相談員	常勤 2人、 非常勤 0人

(5) 特定福祉用具販売の取扱い種目

<input checked="" type="checkbox"/> 腰掛便座	<input checked="" type="checkbox"/> 移動用リフトのつり具の部分
<input checked="" type="checkbox"/> 自動排泄処理装置の交換可能部品	<input checked="" type="checkbox"/> 固定用スロープ
<input checked="" type="checkbox"/> 排泄予測支援機器	<input checked="" type="checkbox"/> 歩行器(歩行車は除く)
<input checked="" type="checkbox"/> 入浴補助用具 ※1	<input checked="" type="checkbox"/> 歩行補助つえ(松葉杖は除く)
<input checked="" type="checkbox"/> 簡易浴槽	

※1・・・入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

- ① 入浴用椅子
- ② 浴槽用手すり
- ③ 浴槽内椅子
- ④ 入浴台
- ⑤ 浴室内すのこ
- ⑥ 浴槽内すのこ
- ⑦ 入浴用介助ベルト

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します

(2) 購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月31日の12ヶ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

(3) その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	通常の事業の実施地域を超えて福祉用具貸与等が行われる場合、その交通費について、通常の事業実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 20円 を負担していただきます。
搬出入費用	福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等、特別な措置が必要な場合は、その費用について実費を負担していただきます。

(4) 支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、口座引き落としによりお支払いください。サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直後の平日）に、指定する口座より引き落とします。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に差上げます。

4 衛生管理等について

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

5 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業員は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

6 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
 - (2) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
 - (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。
- なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
--------------	-------	-------------------

7 苦情等の相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	025-283-3126
	面接場所	当事業所内相談室

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市福祉部介護保険課	電話番号 025-226-1273
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、福祉用具専門相談員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ・福祉用具貸与の範囲を超えたサービス提供（金銭の預かり等）
- （２）福祉用具専門相談員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- （３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

14. サービス利用にあたっての禁止行為のお願い

- （１）訪問介護員及び事業者の職員に対して大声を出す、高圧的な態度での強要、暴力・暴言・いやがらせ、誹謗中傷などのいずれかの行為。
- （２）セクシュアルハラスメントと職員が感じる言動。
- （３）保険給付で行えないサービスを強要すること。
 - * 「サービスが悪い」「これくらいやってくれ」「内緒でやってくれ」等の言動も継続する場合該当します。
- （４）訪問介護員を限定してサービスの提供を求めること。
- （５）サービス利用中に訪問介護員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

再三の申し入れにもかかわらず上記の行為が継続する場合は、
契約書（第9条 一）事業者の解約権 により、契約を解除させていただきます。
ご利用者・ご家族様との信頼関係のもと安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、
以上の点について説明させていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- （１）当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- （２）あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- （３）利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- （４）利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

9 虐待の防止のための取組について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	(氏名) 田中 龍
---------------	-----------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業者	事業者（法人）名	株式会社 エヌ介護サービス
	代表者職・氏名	新潟センター所長 田中 龍 印
	説明者職・氏名	福祉用具専門相談員

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意します。
また8（2）に記載している個人情報の使用についても、同意します。

利用者 住所
氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏名

利用者との続柄